

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月9日

【四半期会計期間】 第154期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 住友大阪セメント株式会社

【英訳名】 Sumitomo Osaka Cement Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 関根 福一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町6番地28

【電話番号】 (03)5211-4500(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部経理グループリーダー 永江 謙一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区六番町6番地28

【電話番号】 (03)5211-4500(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部経理グループリーダー 永江 謙一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第153期 第1四半期連結 累計期間	第154期 第1四半期連結 累計期間	第153期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高(百万円)	56,775	52,984	234,192
経常利益(百万円)	4,857	3,991	24,560
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益(百万円)	3,182	3,028	16,110
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	4,866	1,375	9,318
純資産額(百万円)	176,150	176,988	177,247
総資産額(百万円)	333,964	319,103	325,710
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	7.68	7.46	39.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)			
自己資本比率(%)	52.3	55.0	53.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まない。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期（平成28年4～6月）におけるわが国経済は、政府の経済対策等の効果を背景に緩やかな回復基調にあったものの、中国をはじめとするアジア新興国の景気下振れ懸念や英国のEU離脱問題による世界経済の不確実性の高まり等により、先行きに不透明な状況が続いた。

セメント業界においては、公共投資において工事中の遅れにより前年同期を下回り官公需が減少したことに加え、民間住宅投資において消費増税の再延期で駆け込み需要が無くなったことにより民需も減少したことから、セメント国内需要は、前年同期を6.7%下回る9,807千トンとなった。一方、輸出は、前年同期を6.8%上回った。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前年同期を4.0%下回る12,427千トンとなった。

このような情勢の中で、当社グループは、セメントをはじめとする各種製品の安定供給を推進するとともに、持続的発展を目指し、グループを挙げてコスト削減等への取り組みに注力した。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、52,984百万円と前年同期に比べ3,791百万円の減収、経常利益は3,991百万円と前年同期に比べ866百万円の減益となった。また、親会社株主に帰属する四半期純利益については、3,028百万円と前年同期に比べ153百万円の減益となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

1 セメント

セメント販売数量は前年同期を下回ったことなどから、売上高は、41,232百万円と前年同期に比べ4,236百万円（9.3%）の減収となり、営業利益は、2,854百万円と前年同期に比べ364百万円（11.3%）の減益となった。

2 鉱産品

石灰石及び骨材の販売数量が前年同期を下回ったことなどから、売上高は、2,979百万円と前年同期に比べ409百万円（12.1%）の減収となったものの、営業利益は、採掘コストが改善したことなどから、554百万円と前年同期に比べ11百万円（2.2%）の増益となった。

3 建材

地盤改良工事、補修工事が増加したことなどから、売上高は、3,453百万円と前年同期に比べ380百万円（12.4%）の増収となり、営業利益は、93百万円と前年同期に比べ94百万円の増益となった。

4 光電子

新伝送方式用光通信部品の販売数量が増加したことなどから、売上高は、2,168百万円と前年同期に比べ236百万円（12.2%）の増収となり、営業利益は、407百万円と前年同期に比べ233百万円（134.8%）の増益となった。

5 新材料

半導体製造装置向け電子材料の販売数量が増加したことなどから、売上高は、1,394百万円と前年同期に比べ124百万円（9.8%）の増収となったものの、減価償却費が増加したことなどから、営業利益は、168百万円と前年同期に比べ116百万円（40.9%）の減益となった。

6 その他

二次電池正極材料の販売数量が増加したことなどから、売上高は、1,755百万円と前年同期に比べ112百万円（6.9%）の増収となり、営業利益は、コスト削減等により301百万円と前年同期に比べ101百万円（50.5%）の増益となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はない。

<会社の支配に関する基本方針>

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えている。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものとする。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえる。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断する。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、「セメント事業」及び関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供している。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」等を展開し、先端技術分野向けの部材や各種材料の供給を行っている。そして、これら5つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の期待に応えてきた。

また、これら5つの事業に加え、現在、当社が事業拡大のため、注力している事業の一つが「電池材料事業」である。

「光電子事業」・「新材料事業」・「電池材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野である。今後も、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、これら市場の拡大が期待できる分野において、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めるとともに、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、全社的な安定収益構造を確立することで、企業価値を高めていく。また、株主、地域社会、取引先、従業員その他ステークホルダーとの信頼関係を維持するとともに、各ステークホルダーの信頼にこたえるべく努力していく。

また、当社は、「監査役設置会社」の形態を採用し、業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役の監査機能の充実を図っている。

さらに、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、平成20年6月27日開催の当社第145回定時株主総会において株主の承認を得て、当社株式の大規模買付行為への対応策を導入した。また、平成23年6月29日開催の当社第148回定時株主総会において株主の承認を得て、その内容を一部改定した上で、更新した（更新後の当社株式の大規模買付行為への対応策を、以下「旧プラン」という。）。その後、平成26年5月13日に開催された当社取締役会において、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（改定後のプランを、以下「本プラン」という。）を決定し、平成26年6月27日開催の第151回定時株主総会において、承認された。

本プランの概要については、以下の通りである。

本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」という。）とする。

特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続の進行並びに当社の株主の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置する。

大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下の通りである。

1) 大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び大規模買付者の名称等を日本語で記載した意向表明書を提出する。

2) 大規模買付者等による必要情報の提供

当社は、意向表明書受領後、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の判断及び取締役会としての意見形成のために提供を求める必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」という。）のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等は、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に提出する。

3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定する。

大規模買付行為が為された場合の対応方針

1) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。

但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがある。

2) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとする。

3) 対抗措置の発動の手続

対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとする。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の意思を確認すべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を開催し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができるものとする。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従う。

本プランの有効期間

本プランの有効期間については、平成26年6月27日開催の当社第151回定時株主総会の終結時から平成29年6月開催予定の第154回定時株主総会の終結時までとする。

- (4) 上記(2)及び(3)の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、上記(2)の取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させることを目的とするものであるから、上記(1)に記載した基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

また、当社取締役会は、次の理由から上記(3)の取組みが上記(1)に記載した基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足している。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えている。更に、本プランは、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものである。

株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の当社第151回定時株主総会での承認により発効しており、株主の意思が反映されている。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することとしている。

更に、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意思が反映される。

当社取締役の任期が1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしている。また、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることも可能となっている。

特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役及び社外有識者で構成される特別委員会により行われることとされている。

また、その判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等の大規模買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、778百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,470,130,000
計	1,470,130,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	417,432,175	417,432,175	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株である。
計	417,432,175	417,432,175		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日		417,432,175		41,654		10,413

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,483,000		単元株式数は1,000株である。
完全議決権株式(その他)	普通株式 402,325,000	402,325	単元株式数は1,000株である。
単元未満株式	普通株式 3,624,175		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	417,432,175		
総株主の議決権		402,325	

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
住友大阪セメント株式会社	東京都千代田区六番町6-28	11,483,000		11,483,000	2.75
計		11,483,000		11,483,000	2.75

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,536	31,458
受取手形及び売掛金	45,660	42,765
商品及び製品	6,589	6,533
仕掛品	2,532	3,148
原材料及び貯蔵品	10,133	9,773
繰延税金資産	1,701	1,201
短期貸付金	234	215
その他	1,850	1,454
貸倒引当金	50	49
流動資産合計	100,189	96,502
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	162,776	163,013
減価償却累計額	112,557	113,348
建物及び構築物(純額)	50,219	49,664
機械装置及び運搬具	408,574	411,217
減価償却累計額	357,234	359,885
機械装置及び運搬具(純額)	51,340	51,331
土地	37,962	37,952
建設仮勘定	3,955	4,092
その他	34,362	35,050
減価償却累計額	18,537	18,680
その他(純額)	15,825	16,369
有形固定資産合計	159,303	159,410
無形固定資産		
のれん	5	3
その他	2,297	2,267
無形固定資産合計	2,303	2,271
投資その他の資産		
投資有価証券	54,393	51,712
長期貸付金	2,906	2,653
繰延税金資産	715	715
退職給付に係る資産	320	337
その他	6,095	5,981
貸倒引当金	518	480
投資その他の資産合計	63,914	60,918
固定資産合計	225,520	222,600
資産合計	325,710	319,103

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,882	24,371
短期借入金	25,987	26,517
1年内返済予定の長期借入金	9,392	9,230
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
未払法人税等	4,669	999
賞与引当金	2,269	1,350
その他	12,794	13,811
流動負債合計	90,996	86,281
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	26,127	25,344
繰延税金負債	11,945	11,058
役員退職慰労引当金	176	128
厚生年金基金解散損失引当金	405	405
退職給付に係る負債	3,076	3,090
資産除去債務	768	736
その他	9,967	10,069
固定負債合計	57,466	55,833
負債合計	148,462	142,114
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	29,282	29,282
利益剰余金	84,274	85,679
自己株式	4,801	4,807
株主資本合計	150,409	151,808
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	25,255	23,385
為替換算調整勘定	644	786
退職給付に係る調整累計額	669	624
その他の包括利益累計額合計	25,230	23,546
非支配株主持分	1,607	1,633
純資産合計	177,247	176,988
負債純資産合計	325,710	319,103

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	56,775	52,984
売上原価	44,002	40,064
売上総利益	12,773	12,919
販売費及び一般管理費	8,342	8,538
営業利益	4,430	4,381
営業外収益		
受取利息	19	10
受取配当金	420	427
為替差益	148	-
持分法による投資利益	67	48
受取賃貸料	31	36
その他	125	137
営業外収益合計	813	660
営業外費用		
支払利息	242	212
為替差損	-	681
その他	143	156
営業外費用合計	386	1,049
経常利益	4,857	3,991
特別利益		
固定資産売却益	5	72
投資有価証券売却益	-	309
特別利益合計	5	382
特別損失		
固定資産除却損	198	128
固定資産売却損	-	1
特別損失合計	198	129
税金等調整前四半期純利益	4,665	4,243
法人税、住民税及び事業税	1,004	751
法人税等調整額	422	433
法人税等合計	1,426	1,184
四半期純利益	3,239	3,059
非支配株主に帰属する四半期純利益	56	30
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,182	3,028

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益	3,239	3,059
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	1,642	1,870
為替換算調整勘定	63	141
退職給付に係る調整額	47	45
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	1,627	1,684
四半期包括利益	4,866	1,375
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,809	1,344
非支配株主に係る四半期包括利益	57	30

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日至平成28年6月30日)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している。 なお、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微である。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用している。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

銀行借入金等に対する保証債務は次の通りである。

銀行借入金について行っている保証債務に対する再保証

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
嘉華建材有限公司 1,378百万円	嘉華建材有限公司 1,207百万円
その他(1社) 55	その他(1社) 55
計 1,434	計 1,262

生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
塚本建材(株) 27百万円	塚本建材(株) 8百万円
その他(3社) 6	その他(3社) 10
計 34	計 18

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産にかかる償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次の通りである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
減価償却費	3,992百万円	4,069百万円
のれんの償却額	9	1

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,664	4.0	平成27年3月31日	平成27年6月29日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,623	4.0	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							注1 調整額	注2 四半期連結 損益計算書 計上額
	セメント	鉱産品	建材	光電子	新材料	その他	計		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	45,468	3,388	3,072	1,932	1,269	1,643	56,775		56,775
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	890	1,057	429	7		1,302	3,688	3,688	
計	46,359	4,446	3,502	1,939	1,269	2,946	60,463	3,688	56,775
セグメント利益又は 損失()	3,219	542	0	173	285	200	4,420	9	4,430

(注) 1. セグメント利益の調整額9百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							注1 調整額	注2 四半期連結 損益計算書 計上額
	セメント	鉱産品	建材	光電子	新材料	その他	計		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	41,232	2,979	3,453	2,168	1,394	1,755	52,984		52,984
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	713	897	451	19		1,018	3,099	3,099	
計	41,946	3,876	3,904	2,187	1,394	2,774	56,084	3,099	52,984
セグメント利益又は 損失()	2,854	554	93	407	168	301	4,380	1	4,381

(注) 1. セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	7円68銭	7円46銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	3,182	3,028
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	3,182	3,028
普通株式の期中平均株式数(千株)	414,461	405,941

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月8日

住友大阪セメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉川高史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住友大阪セメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。